

2021年3月

お客さま 各位

烏山信用金庫

「未利用口座管理手数料」新設のお知らせ

平素より、烏山信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、当金庫では、長期間利用されていない普通預金口座が不正利用されることによる被害を防止するため、2021年4月1日（木）以降に新規開設いただく普通預金口座につきましては、下記のとおり「未利用口座管理手数料」および残高が同手数料額に満たなくなった場合に自動解約に関する定めを導入させていただきます。

未利用口座管理手数料は、未利用となった普通預金口座に対して適用させていただくものであり、常日頃の入出金や口座振替等でお取引されているお客さまの口座が対象となることはありません。

今後ともお客さまへのサービス維持向上に一層努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【対象となる口座について】

適用	2021年4月1日以降の新規開設「普通預金口座（総合口座を含む）」 * 盗難、紛失などにより利用が停止されている口座も対象となります。 * 無利息型普通預金は適用となりません。
対象口座	・最後のお預け入れまたは払戻し（該当普通預金のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度もお預け入れまたは払戻しがない普通預金口座を対象とします。 ・当該普通預金口座の残高が10,000円未満であること。 ・当金庫と定期性預金、投資信託、保険等のお取引がないこと。 ・当金庫でお借入がないこと。
事前通知	・上記の対象口座となった場合、事前に文書にてお届けの住所にご案内させていただきます。 ^{※1} ・事前通知後、一定期間（約3か月）経過後もお取引がない場合に、未利用口座管理手数料を引き落としさせていただきます。
手数料	・年間1,320円（消費税込）
自動解約	・残高不足により未利用口座管理手数料の引き落としができなかった場合、残高全額を未利用口座管理手数料の一部として引き落としさせていただきます。 ・口座残高以上の負担および自動解約した後の手続きはございません。 ^{※2}

※1 「ご案内」が延着または到達しなかった場合でも、通常到達したものとみなします。

※2 未利用口座管理手数料のご返却および解約させていただいた口座の再利用は応じかねますのでご了承ください。